

## 相続手続きのご案内

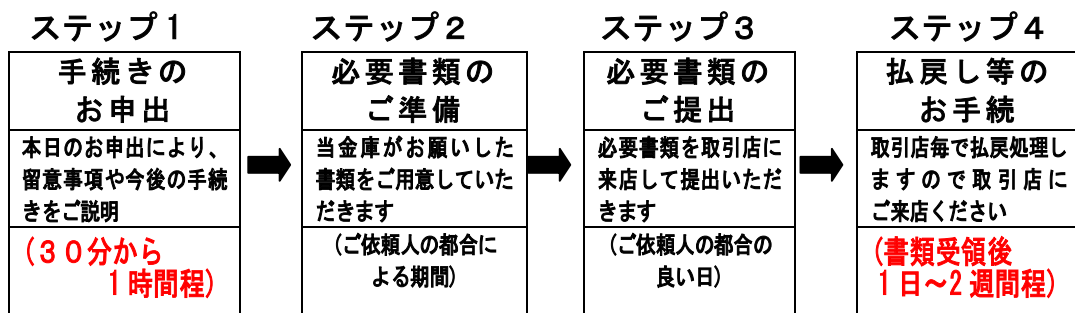
ご親族の皆様には謹んでお悔やみを申し上げますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

ご生前のお取引につきましては、ご本人様のご逝去と同時に相続が発生しているため、相続のお手続きをしていただく必要があります。

**相続のお手続きは、完了までお時間を要する場合がございます。** 原則的なお手続きの流れをご案内いたしますが、内容によってはお取り扱いが異なる場合もございます。詳しくはお取引店にお問い合わせください。



### 相続のお手続きの流れ



#### お手続きのお申出

お取引店にご来店ください。お取引の内容、相続のケースに応じ、具体的なお手続きをご案内します。事前にご来店予定日をお電話いただくと、お取引内容をお調べしておくことができます。

ケースによっては **1時間ほどお時間を頂戴する場合がございます。**

#### 必要書類のご準備

相続人様の準備期間です。当金庫でお願いした書類をご用意いたします。

#### 必要書類のご提出

必要書類をお取引店にご提出ください。

#### 払戻し等のお手続

相続手続きに必要な書類がすべて整ったのち、当金庫による書類確認を含め、ケースによっては**手続き完了まで2週間ほどお時間を頂戴する場合がございます。**

ご指定口座へのお振込みまたはご入金等が完了次第、ご連絡いたします。お手続き内容によってはご来店により完了となる場合がございます。

下記のご用意いただく書類は「遺言書」や「遺産分割協議書」の有無等により異なります。ご来店時に詳しくご説明させていただきます。

### ご用意いただく書類

- 相続届
- 遺産分割協議書
- 被相続人さま(亡くなられた方)の戸籍謄本等
- 相続人さま全員の現在の戸籍謄本
- 相続人さま全員の印鑑証明書(遺言執行者、受遺者を含む)
- 被相続人さまへ当金庫が交付したもの  
(預金通帳、証書、キャッシュカード、出資証券、貸金庫カード、未使用手形小切手 等)
- 遺言書  
(公正証書遺言書以外は裁判所による検認証明書を添付)
- 相続放棄申述受理証明書または相続放棄審判書謄本  
(相続放棄した方がいる場合)
- 特別代理人選任審判書謄本  
(親子で相続人など利益相反等で特別代理人がいる場合)
- 調停調書  
(家庭裁判所による調停分割の場合)
- 審判書および審判確定証明書  
(家庭裁判所による審判分割の場合)
- 相続手続き依頼人さまの顔写真付き公的本人確認書類  
(運転免許証等)
- (特別)非課税貯蓄死亡通知書  
(マル優(マル特)のご利用枠がある場合)
- その他

### 柏崎信用金庫

本 店	☎0257-22-2101
諏訪町支店	☎0257-23-2236
四谷支店	☎0257-23-3530
出雲崎支店	☎0258-78-3101
南支店	☎0257-24-1551
半田支店	☎0257-24-8211
東支店	☎0257-32-2040